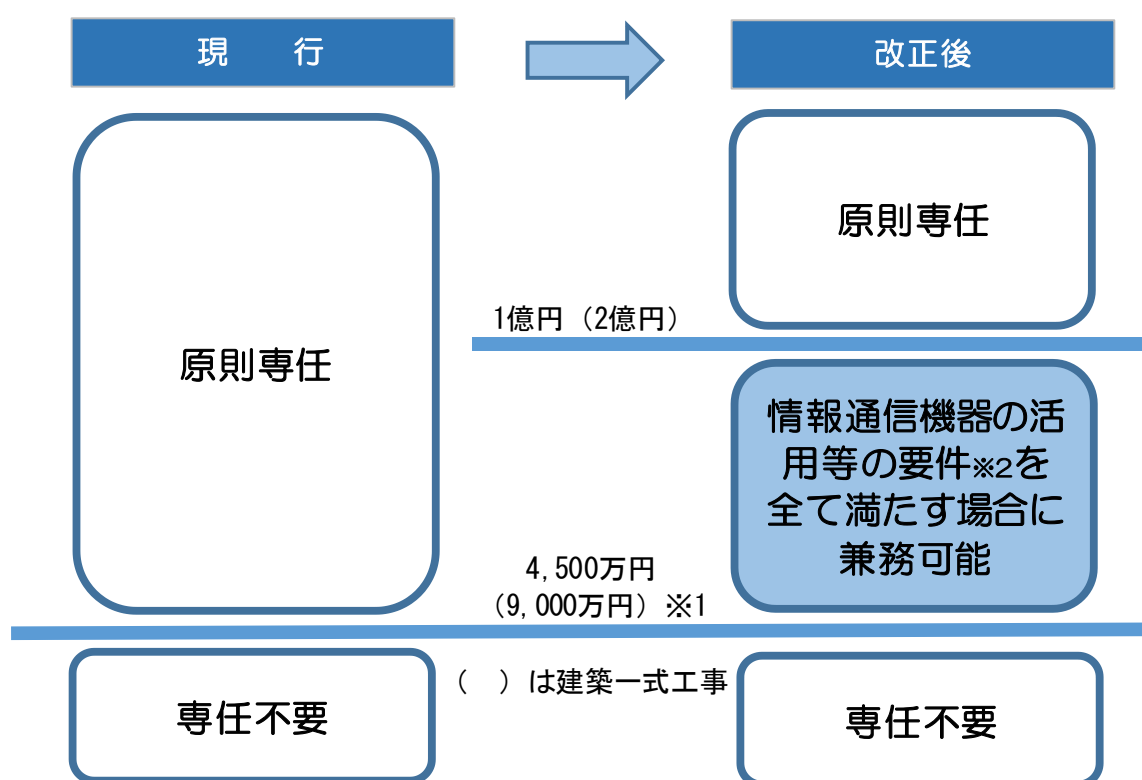


# 監理技術者等の兼務について

建設業法の改正等により、監理技術者等の兼務が可能となりました。

## 1 建設業法第26条第3項第1号による場合（専任特例1号）

建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者については、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされていますが、このたび、1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満の工事で、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼務が可能となりました。（令和6年12月13日施行）



※1：令和7年1月31日以前は4,000万円（8,000万円）

※2：監理技術者制度運用マニュアル（令和6年12月13日国不建技第123号。以下「運用マニュアル」という。）「三（2）①」に規定する要件

## 2 建設業法第26条第3項第2号による場合（専任特例2号※3）

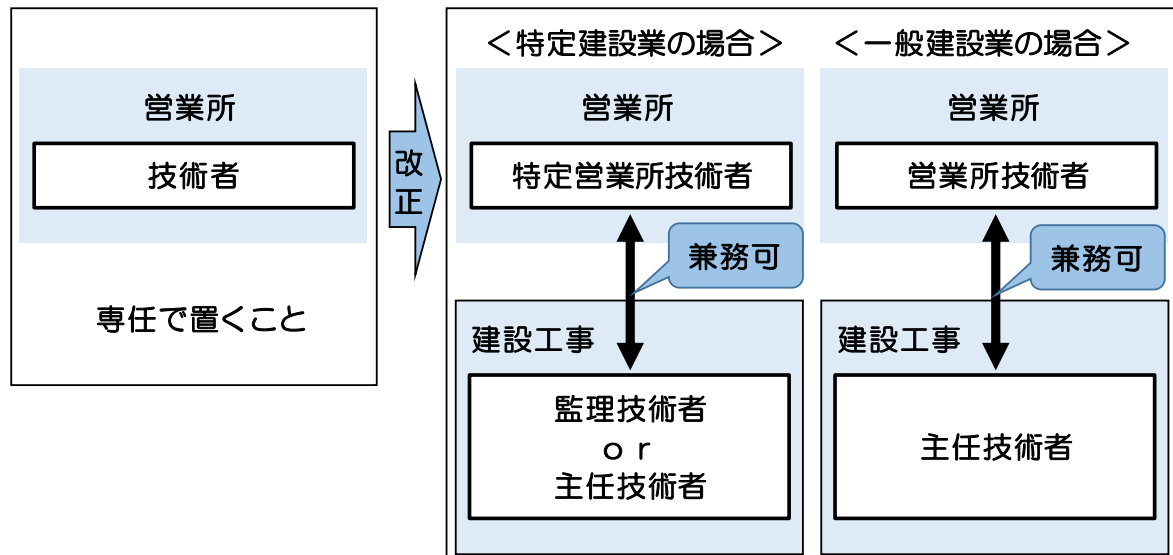
上記1の箇中「原則専任」について、「監理技術者を補佐する者」を工事毎に専任で置く場合に、同一の監理技術者が兼務可能（主任技術者は適用不可）とする制度は、改正後も引き続き活用可能です。

ただし、山口県の発注する工事における「兼務できる工事の施工場所」については、これまで『工事現場間の距離が概ね10km以内』としていましたが、加えて、施工場所が『同一の土木建築事務所管内』であれば兼務を可能としました。（詳細は、令和7年2月1日以降に入札公告又は指名通知する工事の「入札条件及び指示事項」に記載しています。）

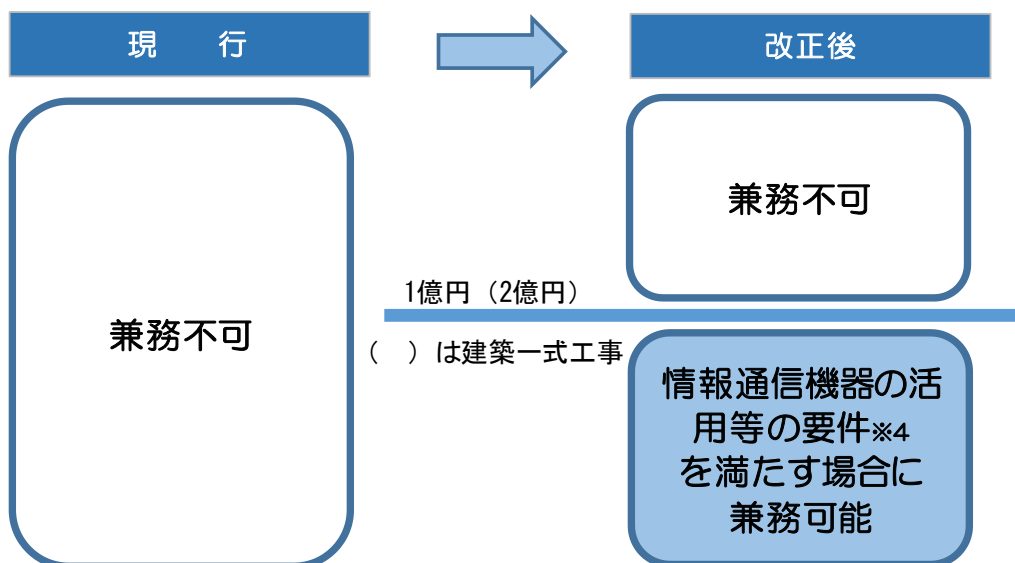
※3：改正により「特例監理技術者」は「専任特例2号の監理技術者」となりました。

### 3 営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）との関係

営業所技術者等については、営業所毎に専任で置くことが求められていますが、このたび、1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満の工事で、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、主任技術者又は監理技術者との兼務が可能となりました。（令和6年12月13日施行）



#### ＜営業所技術者等が主任技術者又は監理技術者との兼務が可能となる建設工事＞



※4：運用マニュアル「ニーニ（5）②1）又は3）」に規定する要件

なお、主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事において、営業所と工事現場の間隔が10km程度の場合は、改正後も引き続き兼務可能です。（運用マニュアル「ニーニ（5）②2）」

### 4 注意事項

このたびの改正等に伴い令和7年2月1日以降に入札公告又は指名通知する工事の「入札条件及び指示事項」や、条件付一般競争入札（事前・事後審査方式）事務処理要領等が改正されていますので、ご注意ください。